

令和7年度予算編成方針

I 本市の財政見通し ~約44億円の財源不足 (R7~R9: 3年間) ~

第5次財政改革プログラム（策定期間：R4～R7）では、4年間で32億円、昨年は令和7年度までの2年間で約21億円の財源不足と試算したが、直近の決算状況や今後の事業展開の見込み等を踏まえ、再試算した結果、令和7年度は約15億円の財源不足、令和7年度から令和9年度までの3年間では、約44億円の財源不足の見込みとなった。

その要因としては、将来的には企業誘致による税収増が見込めるものの、昨今的人口増の鈍化傾向によりこれまでのような税収増が期待できないなか、公債費や人件費、扶助費といった義務的経費の増加に加え、必要な普通建設事業費を見込んだこと、さらには昨今続く物価高騰等による事業費の増加などである。

今後においても、引き続き待機児童対策等の喫緊の課題への対応が必要であることや、令和8年度以降も義務的経費の増加に加え、DX推進に係る物件費の増加、さらには、市民ホールの大規模改修や教育施設等の長寿命化対策、学校体育館の空調整備等を進めていく必要があるため、依然として非常に厳しい財政状況が続くことを見込まなければならない。

以上のことから、令和7年度予算編成における15億円の財源不足解消はもとより、将来の事業推進にあたっては、「選択と集中」を図り優先順位を定めるなか、事業の重点化を行うことが必要不可欠であり、その財源の確保のため、最小の経費で最大の効果を生み出す予算編成とし、安定した財政基盤の確保と自律した健全財政を推進する。

II 予算編成方針

1 編成方針

- (1) 今が時代の転換点であることを認識する。
- (2) 守山の将来のため、現在進行中のハードを含む大型プロジェクトや守山の将来像・土地利用のあり方検討（長期ビジョンの策定）などをしっかりと進める。
- (3) 上記の大型プロジェクトやあり方検討と並行して、市民に寄り添った、きめ細やかな施策を進める。
行政にしかできないことを着実、丁寧、そして、変化をおそれずに実行する。

⇒ これらの取組みで、『守山に住んでいて良かった』
『また守山に戻ってきたい』と実感するまちづくりを着実に

上記を基本に、「守山市子ども・若者応援プラン2025に基づく安心して子育てができる環境と支援体制の整備」、「市民に実感してもらえるDX」、「第3次守山市環境基本計画に基づく早期の脱炭素社会の実現に向けた取組」を推し進めるとともに、令和7年に本大会が開催される「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」に市民・企業・団体・行政一丸となって取り組むこととする。さらに、例示したこれらの分野に限らず、全ての分野で、今まさに現場で起きている課題を踏まえて、行政が本当にやらなければいけない、また、行政しかできないことを着実かつ丁寧に、そして、変化をおそれずに実行していくこととする。

施策の推進にあたり、各部局においては、財政規律を堅持しつつ、次の4つの基本方針を中心には、この編成方針を軸とした、本市の10年後、20年後の未来を見据えたサステナブルなまちづくりに向けた着実な一歩のための予算編成とする。

2 重点施策

(1) 子育てするなら守山！

- こども家庭センターでの妊娠期から子育て期までの一体的な相談支援体制の強化、母子保健事業や児童福祉事業等の充実を図り、福祉・子育て関係部門と教育委員会が一丸となって、不登校対策や児童虐待の未然防止・早期発見、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこどもへの支援の推進
- 子育て親子が気軽に立ち寄れる子育て支援拠点施設の整備による、子育て相談や子育て世帯同士の交流の充実
- 待機児童ゼロを目指し、着実な保育所等の園整備とともに、保育士の確保・定着化による待機児童対策の推進
- 第3期守山市教育行政大綱に基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人的資源を有効に活用し、児童生徒の状況に応じた適切な支援を推進することで、「心豊かで、しなやかに生き抜く人づくり」の実現、また、教育施設等の長寿命化対策や学校体育館空調整備の着実な実施

(2) 住むなら守山！

- 住み慣れた地域で住み続けられるための医療・介護の連携強化と高齢者・障害者等に対する福祉の充実、認知症対策のさらなる推進
- 地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制のさらなる充実を進め、8050世帯やひきこもり、若者支援、その他複雑・多様化する家庭環境に課題を抱える家庭（不登校・ヤングケアラー等）への支援を強化し、家族まるごとの相談・支援・連携の推進

- 能登半島地震により顕在化した課題を踏まえ、令和6年度に改定を行う地域防災計画に基づいた実践的な地域防災力を強化し、災害時における情報伝達手段の整備や個別避難計画を含めた自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりの推進
- 第3次守山市環境基本計画に基づき、P P A導入促進等による2050年の脱炭素社会の実現、琵琶湖や河川など在来生物の生息しやすい環境づくりによる生物多様性の保全等に向け、市民、事業者、行政が一体となった積極的な推進
- 安全・安心な都市インフラ整備による活力あるまちづくりの推進
- も一り一カ一の利便性の向上に向けた制度改善の検討や、ボランティア等の共助による移動手段の充実
- 湖岸のポテンシャルを最大限活かした、民間活力や水辺の自然体験拠点など、湖岸エリアの活性化に向けた取組の推進

(3) 働くなら守山！

- J R守山駅東口の新たな都市機能の集積や東口ロータリーの再編など守山駅東口の再整備による東西の一体的な活性化に向けた取組の推進
- 笠原産業用地整備の着実な取組と進出企業のスムーズな誘致
- 市内進出企業や既存企業等との積極的・継続的な連携・協力による地域活性化に繋がる取組の推進
- 農水産業および商工業等の市内既存産業の活性化および持続可能な経営基盤構築や雇用確保への支援、また、後継者不足の解消に向けた支援
- 「起業家の集まるまち守山」・「実証実験のフィールド守山」を目指して、起業創業支援の推進とともに、県内外の起業家や企業と連携した取組の推進

(4) 市民が主役の守山！

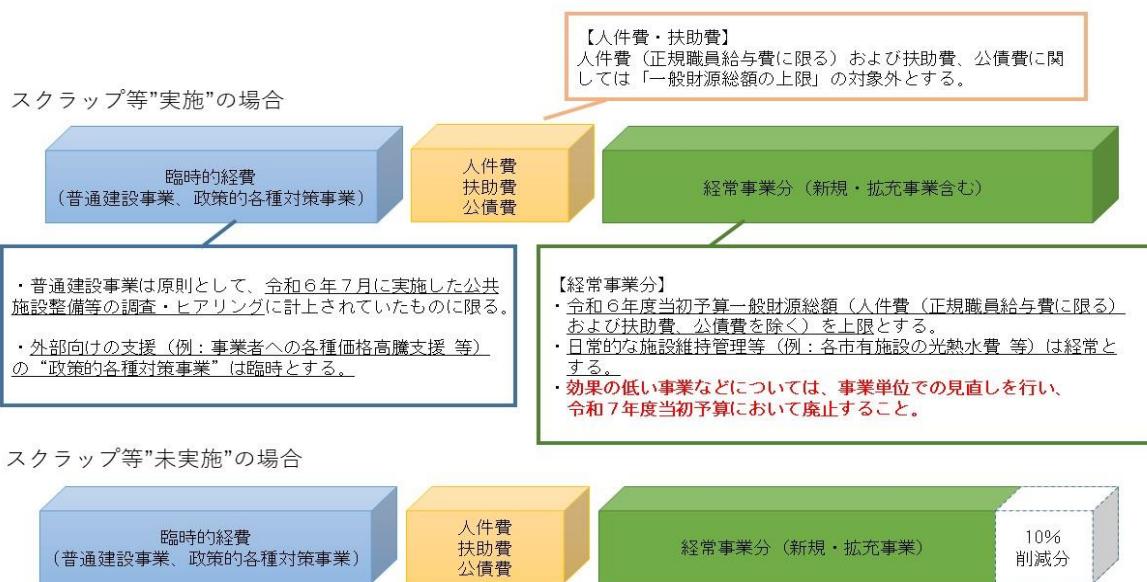
- 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025」の円滑な大会運営、来訪者への魅力あるおもてなし、大会直前期のさらなる機運醸成等、市民・企業・団体・行政が一丸となって大会を成功に導く取組の推進
- 「地域でできることは地域で」という基本姿勢のもと、市としてできる支援をパッケージで示し、行政、市民、事業者、各種団体と一緒にスクラムを組んだまちづくりの推進

- 自治会における担い手の確保やデジタル化といった課題への取組、防災や福祉等の地域の絆を活かした住民主体のコミュニティ活動に対する支援の推進
- 「すべてスマホで完結！」による市民誰もが実感できるDXを推進し、市民利便性の向上を図る。それに合わせて「開庁時間の見直し」を行う
- 文化芸術活動の推進と老朽化した市民ホールの大規模改修に向けた取組の推進、および、多種多様な文化財を活用したまちづくりの推進
- 戦後80年を契機として、すべての市民が今一度平和の大切さを考える平和事業の推進

III 予算編成にあたっての基本的な考え方 ~「一件査定」~

令和7年度予算は、約15億円の財源不足が見込まれることから、以下のとおり、部・局内で調整・取りまとめのうえ要求すること。

- 令和6年度当初予算一般財源総額を上限とし、「一件査定方式」で行う（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く）。
 - 経常（R 6 経常経費）事業の廃止・効率化（内容・手法の効率化含む）の実施または新たな財源確保（以下「スクラップ等」という。）を必須とする。スクラップ等を実施されていない場合は各課、室単位で一律 90%を上限として査定を実施する。
 - 「令和7年度主要事業取組方針」に掲げ実施する事業については、より一層効果的に推進することとするが、予算要求にあたっては人件費を含めた仕事の効率を十分考慮のうえ、要求すること。



見直し検討事業における留意事項

- ・行政経営方針の下、企画政策課が示す「見直し検討事業一覧」に挙げているものは、必ず指示した事項を検討し、予算要求に反映させること。
 - ・「見直し検討事業一覧」に含まれていない事業においても、多様な主体との連携・コラボを進める中、時代適合性、必要性、優先度、トータルコストなどを総合的に検討し、費用対効果の低い事業は大胆に事業単位でのスクラップを必ず実施すること。
 - ・単なる経費（消耗品等）の精査のみに留まらず、前例にとらわれることなく、経常事業であっても効果の低い事業などについては、これを機に事業単位での見直しを行い、令和7年度当初予算において廃止すること。
 - ・令和6年度当初予算で事業の見直しや廃止等、条件付きで予算化した事業については、必ず見直し等を行い適切に対応すること。

来年度の国および県補助金等の積極的な活用等

- (1) 令和7年度の国および県の補助金等の要望調査や令和6年度補正予算における国の経済対策等への対応の必要がある場合は、関係課への連絡調整を図るとともに、予算や査定状況との整合が必要であるため、早急に財政課へ連絡し内容等の調整を図り、積極的に財源を確保すること。また、こども・子育て関連、経済対策関連や各種ICT化推進関連の補助メニューが新設・拡充される可能性があることから、その他の補助金等を含め、国および県の予算要求状況等を常に注視し、「該当する補助金はすべて取りきる」という気概で特定財源の確保に努めること。
- (2) 第5次守山市財政改革プログラム(R4～R7)に基づく、財政改革プログラムの行動計画目標数値の遵守し、財源不足解消に向けた取組みを実行する。

IV 予算見積基準等について ~ 令和6年度当初予算一般財源総額を上限 ~

財政見通しにおいて多額の財源不足が見込まれるとともに、経常収支比率が悪化傾向にあることから、昨年度よりもさらに厳しい視点で経常経費を含む全ての経費について一から見直しを行う。そのため、事業の効果・成果についてヒアリングを実施し、効果等が認められない場合は予算化しないので留意すること。

(1) 全事業において、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、前例の踏襲ではなく、手法・工法等が最善かつ最小限の経費であるかをあらゆる角度から客観的に検証し、ゼロベースからの構築を図る中で、真に必要となる経費のみを見積もることを徹底すること。なお、物件費（旅費・需用費・役務費・委託料・使用料賃借料・備品購入費等）や補助費（報償費、謝礼、補助金、交付金、負担金等）の増加が著しいことから、今まで以上に厳しい視点で査定を行っていくため、課内でしっかりと精査したうえで必要最小限の要求とすること。

特に、令和7年3月末までに検証期限を迎える補助金等については原則廃止とする。やむを得ず継続する必要がある場合はその理由を明確に提示したうえで要求すること。

また、新庁舎での業務が開始されてから一定の期間が経過するなか、DXやGX等含め、改めて不要となる経費の削減の検討を各部局で必ず実施すること。

(2) 枠配分は実施しないが、各課・室が要求する一般財源総額については、スクラップ等を実施した場合に限り、令和6年度当初予算一般財源総額を上限とする（人件費（正規職員給与費に限る）および扶助費、公債費を除く。）

真に必要な事業のため、やむを得ず増額の要求を行う場合は、その部分については重点的に査定を行うため、増額の要因を詳細に分析し明確に提示すること。

(3) 普通建設事業の要求については、令和6年7月に実施した公共施設整備等の調査・ヒアリングで計上されたものに限る。部・局内で必要性・緊急性・効果などとともに複数年の実施検討

を行ったうえで、必要最小限の事業費、規模および内容に精査されたもので要求すること。

(4) 新規・拡充事業（経常事業分に係るものをいう。以下同じ。）および臨時の経費については、要求までに部・局内で様々な視点から議論を重ね、事業の必要性、費用対効果、複数案の比較などの整理・検証を行うこと。また、査定での議論を深めるため、資料の参考様式を示すので、新規・拡充事業については「R7当初予算説明資料様式」ファイルを確認し提出すること。なお、説明資料がないものや、部・局内での議論が深まっていないと判断できるものについては、査定で議論ができないことから議論の俎上に上げないものとするので注意すること。

(5) 新規・拡充事業を要求する場合は、原則、財源確保を行うこと。財源確保が困難な場合は、既存事業を廃止または縮小した予算額の範囲内で要求すること。また、新規事業・既存事業にかかわらず、国・県の動向を注視し、補助・交付金制度などの特定財源を確保すること。

(6) 新規・拡充事業にかかる業務時間数の增加分については、経常事業の廃止または縮小によって吸収するなどして、時間外勤務や人員増に転嫁しないようにすること。なお、部での検討の結果、やむを得ず会計年度任用職員の増員等（増員、パートタイムからフルタイムへのランクアップ等の勤務体系区分変更含む）が必要な場合は事前に人事課と協議をしたうえで要求すること。また、勤務年数による給与・手当等の増加などに注意し、適切な会計年度任用職員関係経費を要求すること。

(7) 昨今の物価高騰等の対策（電気代の削減など）および将来的なGXの推進の観点から、施設整備・改修等の公共事業については、太陽光発電設備及び蓄電池、省エネに資する各種設備の導入を検討すること。また、公用車の更新等にあたってはエコカーの導入を検討すること。

なお、上記の導入を検討する際には事前に施設整備課・総務課と協議を行った上で実現可能な要求とすること。

(8) 国および県の補助金等を受けて実施している事業は、その補助金等が見直しにより、廃止・減額された場合は、基本的に市の単独事業として継続することは認めず、原則廃止・減額とする。

また、モデルとして実施した事業を継続していく場合には、費用対効果の視点をふまえて検証し、部・局内でしっかりと議論をしたうえで要求すること。なお、検証した結果や議論した内容は文書でまとめて資料として添付すること。

(9) 毎年監査や市議会で指摘されているとおり、明らかな予算計上漏れとみられる事例や、当初要求の見誤りにより予算執行段階において補正・流用が生じている事案があり、特に配当予算のない科目への流用などの事案も増加している。

一方、決算においては多額の不要額が生じている事案があり、予算要求段階で事業の全体像を把握し、しっかりと確認した上、予算要求を行うこと。

(10) 市議会や監査などから受けた指摘や意見、学区自治会からの意見ならびに令和6年度当初予算編成時における指示事項については、十分検討し対応すること。

(11) 物価高騰対策は、臨時の経費として扱い、国庫補助金等の状況を考慮したうえで予算措置の判断を行うものとする。

(12) 別途示す「令和7年度予算要求要領」を熟読の上、要求内容の精査を徹底すること。

(参考) 国および県の動向

内閣府が発表した8月の月例経済報告では、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により緩やかな回復が続くことが期待されるものの、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れによる本国への影響、また、物価高騰、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

このような局面に対し、国は持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成を行うこととしている。

国の「令和7年度予算の概算要求の基本的な方針」においては、義務的経費は、前年度当初予算の額を上限とし、その他の経費については前年度当初予算額のうち通常分の90%を上限とする厳しい基準（昨年同様）を示しているとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしている。

滋賀県においては、「財政収支見通し（令和6年3月試算）」のなかで、令和7年度から令和12年度までの累計では626億円もの財源不足に陥ると見込んでおり、財政健全化に向けた取組は喫緊かつ重要な課題としている。このことから、令和7年度当初予算編成方針では、令和6年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組等を加味しながら要求枠を設定するとしている。

以上のことから、本市の予算編成においては国および県の動向について、常にその内容と予算編成状況について把握していくかなければならない。